

競争入札参加資格審査申請書記載要領（県外建設業者用）

1. 令和6・7年度競争入札参加資格審査申請提出書類

- （1）該当書類を添付している場合は、「提出の有無」の欄に○をすること。
- （2）連絡先欄には、申請内容について返答できる者の所属・氏名・フリガナ・電話番号等を記載すること。

2. 競争入札参加資格審査申請書（様式1）

- （1）許可番号、許可年月日は、資格審査を申請しようとする業種の建設業許可について記載すること。
- （2）「主たる営業所所在地」の欄には、建設業の許可を受けている主たる営業所の所在地を記載し、商号又は名称及び代表者職名（代表取締役等、個人にあつては代表等）、氏名を記載する。
- （3）商号又は名称及び代表者氏名には必ずフリガナを付し、姓と名の間は1字分空けること（被委任者についても同様とする。）。
- （4）商号又は名称及び代表者名に、J I S規格第1・第2水準以外の文字（旧字等）が含まれている申請者は、J I S規格水準文字に置換し記載すること。（置換されていない場合は、審査の際に、こちらで字画の近いJ I S規格水準文字に置換して名簿等を作成することとなる。）
- （5）見積、入札、契約の締結等営業に関する権限を従たる営業所に委任する場合は、委任先の営業所及び被委任者に関する事項についても記載のこと。この場合、委任先の営業所は、委任に係る建設業の種類について建設業の許可を受けた営業所であることが必要である。
- （6）「経審及び入札参加資格審査申請業種」の「経審」の欄は、総合評定値通知を受けた業種（現に申請中のものを含む。）について一般建設業の許可を受けているものについては1を、特定建設業の許可を受けているものについては2を記載する。
また、「申請」の欄は、「経審」の欄に入力している業種の範囲内で記載すること。ただし、委任先がある場合は、委任先の建設業の許可業種を記載すること。
委任先がある場合の申請業種は、委任先が受けている許可業種に限られる。

3. 総合評定値通知書の写し

建設業法第27条の23の規定による経営事項審査のうち、審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までの総合評定値通知書の写しを添付すること。

なお、資格審査の申請時点で、経営事項審査庁からの当該通知書が未着の者については、経営規模等評価申請書（20001帳票）及び同別表工事種類別完成工事高表（20002帳票）の写（審査庁の受付印のあるもの）を添付すること。

入札参加申請に「経営事項審査申請書の受付済みの写し」が間に合わない場合は、別途相談すること。

4. 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し

申請業種に係るものを添付すること。

5. 誓約書（様式2）

- （1）所在地の欄には、主たる営業所の所在地を記入すること。
- （2）商号又は名称及び代表者氏名は必ずフリガナを付し、姓と名の間は1字分空けること。
- （3）代表者の生年月日及び代表者の性別を記入すること。

6. 健康保険等の加入状況（様式3）

様式3の記載要領を参照し記入すること。

7. 営業所一覧表（様式4）

建設業法上の許可を受けた営業所のみ記載するものとし、当該営業所が許可を有している建設業の種類を略号で記載すること。

建設業許可申請書別紙2（1）・（2）又は変更届出書の写しでも可（写しはA4サイズとすること）。

8. 工事経歴書（様式5）

（1）許可を受けた建設業の種類ごとに作成すること。（実績がない業種は1枚にまとめて記載可）

（2）直前2年間の主な完成工事及び直前2年間に着手した主な未完成工事について記載すること。

（3）発注者が法人又は団体等の場合は、代表者の個人名でなく法人又は団体等の名称を記載すること。なお、下請工事のときは直接の注文者である建設業者の商号又は名称を記載すること。

経営規模等評価申請又は建設業法第11条による変更届（営業年度終了報告）の際使用した工事経歴書の写しでも可。

9. 国税納税証明書（未納がないこと） ※証明書は原本又は電子証明書（PDFファイル）を印刷したもの。

（1）申請者が法人である場合は法人税及び消費税、個人である場合は所得税及び消費税について証明してもらうこと。

（2）証明は令和5年12月1日から令和6年1月31日までの証明日に限る。

（3）納税証明書の様式は、個人事業主において国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2、法人においては国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3に限る。

（4）電子納税証明書（PDFファイル）を印刷したものでも可（原本の写しは不可）とするが、印刷が不鮮明なもの、真正性が確認できないもの等については、原本の再提出を求めることがある。

※原本の再提出を求めた場合、証明日が2月以降となった場合、入札参加資格を有するとは認められないので、十分に注意すること。

10. 県税納税証明書又は県税に関する誓約書兼納税確認に関する同意書（滞納がないこと） ※証明書は原本であること。

（1）大分県内に委任先がある場合は必ず添付すること。

（2）証明は令和5年12月1日から令和6年1月31日までの証明日に限る。

（3）納税証明書の添付を省略しようとする場合は、「県税に関する誓約書兼納税確認に関する同意書」を提出すること。

（4）納税状況の確認で県税に滞納が確認され、指定する期日（納税証明書の証明期間と同一）までに納税証明書を提出できなかった場合は、入札参加資格を有するとは認められず、資格を認定しない。

大分県が全ての県税の納税状況を確認し、その結果を資格審査に利用することに同意する業者について、「県税に関する誓約書兼納税確認に関する同意書」を提出することで、納税証明書の添付を（「指定日」までの申請に限り）省略できる。

※「指定日」・・・今年度指定日は令和6年1月12日（必着）とする。

指定日後の申請については、これまでどおり納税証明書の原本を提出すること。

【注 意】 納税証明書の添付を省略した場合、申請時点で未納税額がなくても、確認日時点で未納税額（納期限未到来のものは除く。）があった場合は、入札参加資格を有すると認められないので、十分に注意すること。

11. 舗装施工管理技術者資格者証の写し

舗装工事業を申請する者のうち、令和5年12月1日現在において、（一社）日本道路建設業協会が実施する1級又は2級の舗装施工管理技術者資格試験に合格し、技術者として登録している者を常勤職員として雇用している者は、資格者証の写しを添付すること。

※舗装工事業の格付要件に該当するので、注意すること。

※技術者については、常勤職員であれば委任先に配属されていることを要しない。

12. 委任状

原本を添付すること。（任意様式可。参考様式の1～3を含むこと。）

13. 切手貼付済返信用封筒 1 通

令和6年4月の県工事競争入札参加資格の決定後、申請者に対しその結果を通知するために使用するものであるので、『定形外A4サイズ(他のサイズ不可)』の封筒に宛名を記載し、必ず120円切手を貼付したものを添付すること。

14. 切手貼付済返信用はがき 1 枚 (任意)

申請が受付されたことの確認を要する者は、宛名を記載し、63円切手を貼付したはがきを添付すること。(様式参照)

※申請書類の審査後、はがきの裏面に受付印を押印し返送します。

※「申請書(様式1)のコピー(受付印押印用)」と「切手を貼付した返信用封筒(『13切手貼付済返信用封筒』とは別の封筒)」でも可。

15. その他

- (1) 営業所一覧表、工事経歴書は、申請者が印刷等して作成したものがあればそれを添付して差し支えない。
- (2) 返信用封筒を必ず同封すること。
- (3) 申請書等提出書類に不備があった場合のみ、申請者に連絡を行います。

整理番号
※記載しないこと

令和6・7年度競争入札参加資格審査申請提出書類

県外建設業者用

提出書類に○をすること。

提出の有無	提出書類	提出する必要性
<input type="radio"/>	令和6・7年度競争入札参加資格審査申請提出書類表紙	必須(当該様式)
<input type="radio"/>	競争入札参加資格審査申請書(様式1)	必須
<input type="radio"/>	総合評定値通知書(写)	必須
<input type="radio"/>	許可通知書(写)又は許可証明書(写)	必須
<input type="radio"/>	誓約書(様式2)	必須
<input type="radio"/>	健康保険等の加入状況(様式3)	必須(記載例をよく確認すること)
<input type="radio"/>	営業所一覧表(様式4)	必須
<input type="radio"/>	工事経歴書(様式5)	必須
<input type="radio"/>	国税納税証明書(原本又は電子納税証明書(PDFファイル)を印刷したもの)※原本の写しは不可	必須
	県税納税証明書(原本)又は県税に関する誓約書兼納税確認に関する同意書	大分県内に委任先がある場合のみ
	舗装施工管理技術者資格者証の写し	舗装工事業を申請するもののみ
	委任状(委任期間を明記すること)任意様式可	委任先がある場合のみ (委任期間はR6.4.1～R8.3.31を含むこと。)
<input type="radio"/>	返信用封筒(定形外A4サイズのみ可) (120円切手貼付済のもの)	必須(入札参加資格通知書送付用)
	返信用はがき(63円切手貼付済のもの)等	受付されたことの確認を要する者のみ

提出書類に○を付けること。

東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

商号・名称

大分建設(株)

代表者名

大分 一郎

連絡先

申請書類の作成者・フリガナ・連絡先を必ず記入すること。

(フリガナ)
所属・氏名

大分建設(株) オオイトケン 大分支店 ソウムカ 総務課 フゴ 豊後 サブロウ 三郎

電話番号

097-536-1111 (内線4527)

申請期間：R5.12.1からR6.1.31まで

〔記載例〕

(様式1)

No.

競争入札参加資格審査申請書

令和5年12月1日

大分県知事 殿

必ず記入

今般、大分県所管の建設工事の競争入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

(申請者)

許可番号 国土交通大臣 (般 - 3) 第 12345 号 (般 -) 第 号 (般 -) 第 号
(特) (特) (特)

許可年月日 令和3年10月1日 年 月 日 年 月 日

主たる営業所所在地 (〒 100 - 0001) 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

フリガナ商号又は名称 オイケンセツ 大分建設株式会社

フリガナ代表者職氏名 代表取締役 大分 一郎

審査基準日(経審) 令和4年12月31日

電話番号 03 - 3456 - 7890
FAX番号 03 - 3456 - 7891

契約締結を従たる営業所に委任する場合の委任先(委任する場合のみ記入のこと。)(委任先は建設業法第3条に規定する営業所に限る)

委任先の営業所所在地 (〒 870 - 8501) 大分市大手町3-1-1

経営事項審査を受けた業種を全て記載すること。申請業種のみ記載するのではないので注意すること。

営業所の名称 大分支店

申請をする業種にチェックすること。委任先を設けた場合、経営事項審査を受けていても、申請できる業種は委任先で営業できる業種のみとなるので注意すること。

電話番号 097 - 536 - 1111
FAX番号 097 - 536 - 1112

フリガナ被委任者職氏名 パップ ジロウ 支店長 別府 次郎

委任先を設けた場合、委任先の営業できる業種全てにチェックする

Table with columns for business types (e.g., 土建, 大左, 石屋, etc.) and rows for '経審及び入札参加資格審査申請業種' and '申請業種'. Includes checkboxes for '委任先の許可' and '申請'.

電子入札システムに登録されたEメールアドレスを利用した発注機関からの各種連絡事項のメール送信について

同意する 同意しない 未登録 (登録した場合は同意する)

の部分には必ず入力してください。
の部分には該当がある場合のみ入力してください。
いずれかにOをすること

(様式2)

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

必ず記入

令和 5年 12月 1日

大分県知事 殿

所在地	東京都千代田区霞が関2-1-3
(ふりがな)	おおいたけんせつ
商号又は名称	大分建設(株)
(ふりがな)	おおいた いちろう
代表者氏名	大分 一郎
代表者生年月日	S41.10.16
代表者性別	男

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

健康保険等の加入状況

必ず記入。

(1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。

令和 5 年 1 2 月 1 日

大分県知事 殿

申請者 東京都千代田区霞が関 2-1-3
大分建設 株式会社
代表取締役 大分 一郎

許可番号 国土交通大臣 許可 (般 特 ー 3) 第 12345 号 令和 3 年 1 0 月 1 日

押印は不要

(営業所毎の保険加入の有無)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険 雇用保険
本店	20人 (5人)	1	1	1	健康保険	〇〇健康保険組合
					厚生年金保険	〇〇〇〇〇〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇〇〇〇〇〇
委任先支店	10人 (0人)				健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
〇〇支店 外10支店	65人 (5人)				健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	95人 (10人)					

支店が多数ある場合は、本店、委任先支店以外の全支店を一括して記載します。

役員又は個人事業主を含めて全ての人数を記載します。

加入は1、未加入は2、適用が除外される場合は3を記載します。

事業所整理番号及び事業所番号等を記載します。

記載要領

- 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 「営業所の名称」の欄は、本店及び営業所の名称を記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。

営業所一覧表

(様式4)

名 称	許可を受けた建設業	所 在 地 (郵便番号)	電話番号 (F A X 番号)
(主たる営業所)			
大 分 建 設 (株) 本 社	土、建、大、と、石、屋、夕、 鋼、舗、しゅ、内、園、水、解	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 (〒100-0001)	03-3456-7890 (03-3456-7891)
(その他の営業所)			
大 阪 支 店	土、建、大、と、石、屋、夕、 鋼、舗、しゅ、内、水、解	大阪市北区梅田1-1-3-2100 (〒530-0002)	06-543-2100 (06-543-2101)
大 分 支 店	土、と、石、鋼、舗、解	大分市大手町3-1-1 (〒870-8501)	097-536-1111 (097-536-1112)
計3箇所			

記 載 要 領

1. 「名称」の欄には、本店又は支店若しくは常時契約する営業所を記載すること。
2. 「許可を受けた建設業」の欄には、当該営業所において営業（契約）する建設業を、建設業法施行規則第2条に定める別記様式第1号の別表中（ ）内以示された建設業の略号で記載すること。
3. 建設業許可申請書別紙2（1）・（2）又は変更届出書の写しでも可。（写しはA4サイズとすること）

工 事 経 歴 書

(工事の種類) 土木一式工事

(様式5)

発注者	元請又は 下請の別	工 事 名	工事場所のあ る都道府県名	請負代金の額	着手年月	完成(予定) 年 月
東京都	元請	都営地下鉄10号線第1工区工事	東京都	324,000千円	2年 10月	3年 3月
〇〇市	〃	〇〇川河川改良工事	大阪府	96,120千円	2年 10月	3年 3月
大分県	〃	大分港護岸改修工事	大分県	141,200千円	3年 11月	4年 3月
関東地方整備局	〃	〇〇ダム工事	山梨県	219,500千円	3年 11月	4年 7月
〃	〃	〃	〃	〃	年 月	年 月
〃	〃	〃	〃	〃	年 月	年 月
〃	〃	〃	〃	〃	年 月	年 月
〃	〃	〃	〃	〃	年 月	年 月
東京都下水道局	元請	〇〇汚水幹線その5工事	東京都	592,000千円	4年 1月	4年 12月
〃	〃	〃	〃	〃	年 月	年 月
〃	〃	〃	〃	〃	年 月	年 月
〃	〃	〃	〃	〃	年 月	年 月
〃	〃	〃	〃	〃	年 月	年 月
〃	〃	〃	〃	〃	年 月	年 月
〃	〃	〃	〃	〃	年 月	年 月

記 載 要 領

1. この表は、許可を受けた建設業の種類ごとに作成すること。(実績のない業種はまとめて一枚に記載可)
2. この表は、直前2か年の主な完成工事及び直前2か年に着手した主な未完成工事について記載すること。
3. 下請については、「発注者」の欄には元請業者名を記載し、「工事名」の欄には下請工事名を記載すること。
4. 経営規模等評価申請又は建設業法第11条による変更届(営業年度終了報告)の際使用した工事経歴書の写しでも可。

委任状

令和5年12月1日

大分県知事 殿

委任者

住所 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
商号又は名称 大分建設（株）
代表者職氏名 代表取締役 大分 一郎

押印は不要

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

受任者

住所 大分市大手町3-1-1
商号又は名称 大分建設（株） 大分支店
代表者職氏名 支店長 別府 次郎

押印は不要

委任事項

委任事項を必ず記入

1. 入札及び見積に関する一切の権限
2. 契約の締結に関する一切の権限
3. 請負金額の請求及び受領に関する一切の権限
4. 各種保証金の納付並びに還付の請求及び受領に関する一切の権限
5. 復代理人の選出及び解任に関する一切の権限
6. 共同企業体の結成に関する一切の権限
7. その他契約の履行に関する一切の権限

委任期間

必ず記入

令和6年 4月 1日 から 令和8年 3月 31日 まで

受付状況確認用返信はがきの記載例

(表 面)

63 円 切 手	870-8501	大分市大手町3-1-1
大分建設株式会社		
大分支店		
御中		

(裏 面)

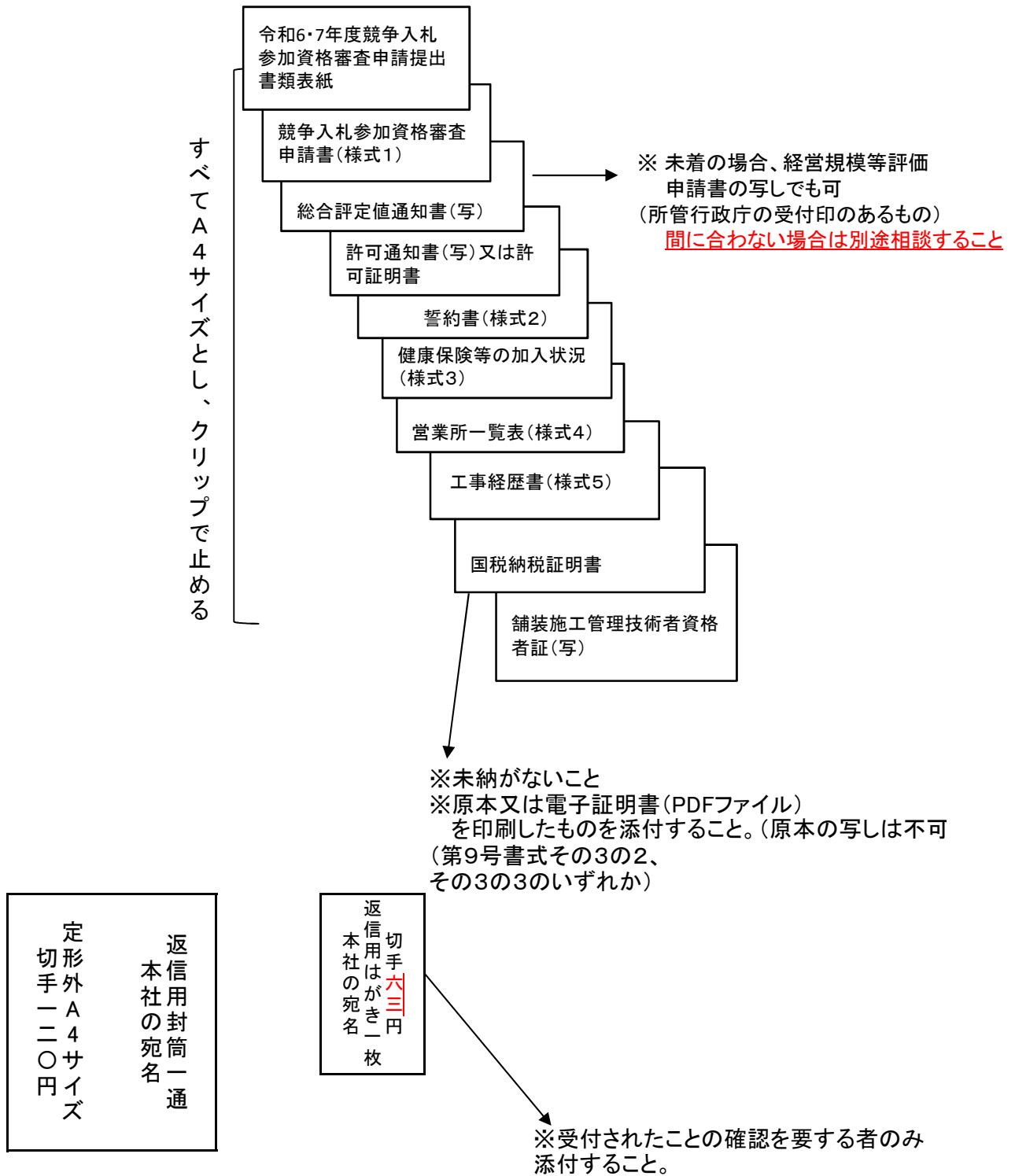
R6・7競争入札参加資格審査受付票	
申請者名	大分建設株式会社
申請先	大分県
申請内容	建設工事
受領印	

※上記はあくまで例であり、受付印の押印欄があれば、独自の様式でも可。

また、「申請書(様式1)のコピー(受付印押印用)」と「切手を貼付した返信用封筒(資格決定通知の返信用封筒とは別)」でも可。

契約の締結が本社の場合

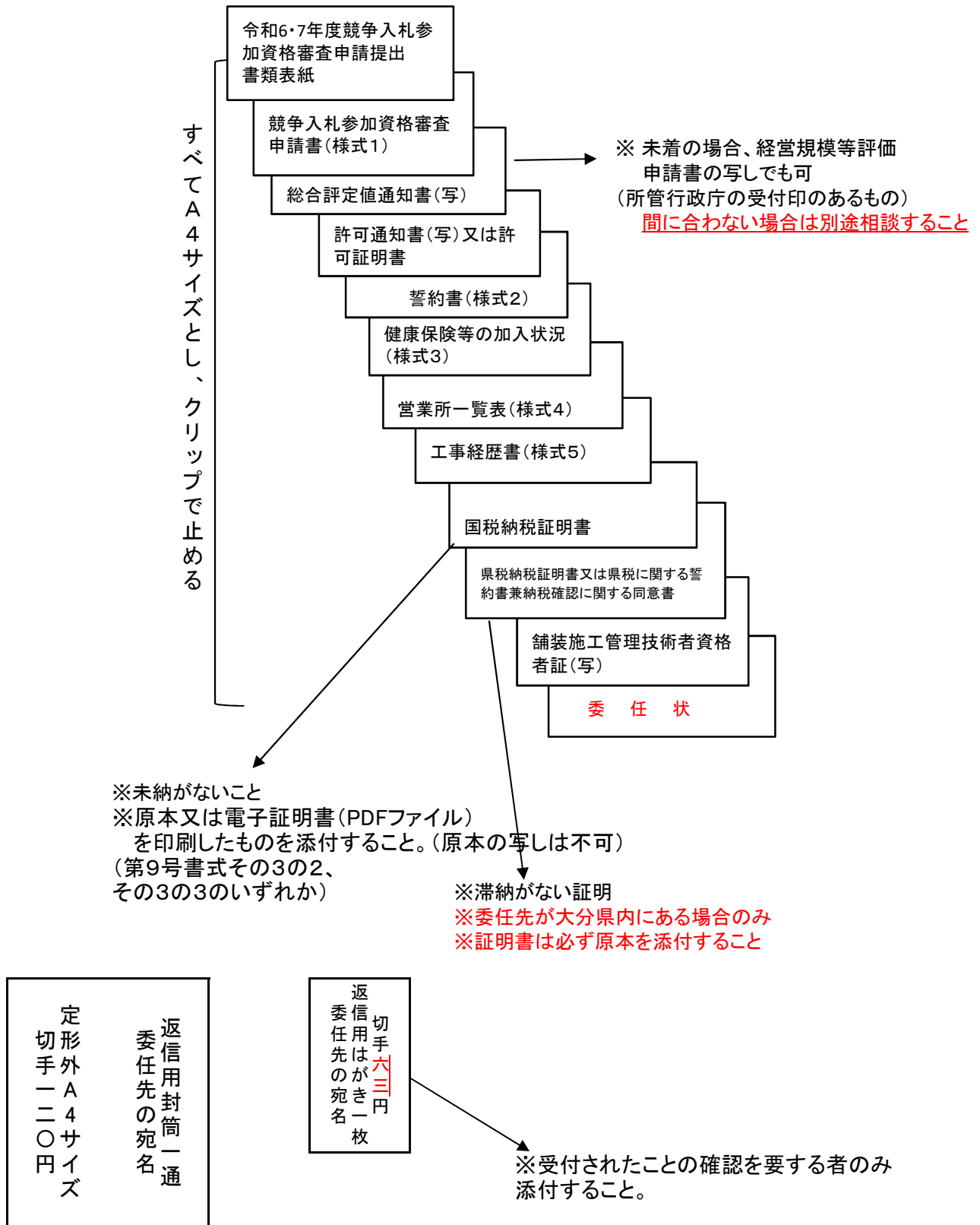
令和6年1月31日まで(当日消印有効)に郵送すること。



申請期間：R5.12.1からR6.1.31まで

契約の締結が支店及び営業所の場合

令和6年1月31日まで(当日消印有効)に郵送すること。



申請期間：R5.12.1からR6.1.31まで